

平成24年度「鯉淵記念母子福祉助成事業」 募集要綱

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

1. 趣旨

母子生活支援施設等には、DV被害や児童虐待を受けた母と子、心身に障害のある母と子など、心理的・経済的に多様で困難な課題のある方が入所しています。こうした母子世帯が主体的に自立を図るためには、生活の営みの支援、生活の場の確保とともに、就労や進学等に対して支援を行っていくことが重要です。

本事業は、こうした現状に鑑み、未来ある母子世帯の自立支援のための助成および母子福祉の推進を図る母子生活支援施設等の実践を向上させることを目的とした研究助成を実施するものです。

本事業は、故 鯉淵鑛子氏より社会福祉法人 全国社会福祉協議会に遺贈された寄付をもとに実施するものです。

2. 助成内容（詳細は次頁以降参照）

(1) 「母子生活支援施設利用者の就労に関わる資格取得支援助成」

助成対象：母子生活支援施設入所中の母

(2) 「母子生活支援施設等に入所する子等への就学資金助成」

助成対象：母子生活支援施設入所中の子・母子生活支援施設を退所後2年以内の子及び児童養護施設に入所する母子世帯の子

(3) 「母子生活支援施設の先駆的実践に対する研究助成」

助成対象：母子生活支援施設

3. 申請方法

各助成内容ごとに所定の「申請書」に必要な事項を記入のうえ、全国社会福祉協議会 児童福祉部「鯉淵記念母子福祉助成事業」担当あて提出してください。

4. 申込締切 平成24年2月29日（水）（当日消印有効）

故 鯉淵鑛子（こいぶち かねこ）氏のあゆみと本事業

故 鯉淵鑛子氏は1917（大正6）年、現在の茨城県常総市に生まれました。1941（昭和16）年に夫・次夫氏と結婚されましたが、1946（昭和21）年に次夫氏が戦病死。その後、戦争で夫を亡くした母子の生活改善をめざして、水海道市（当時）に「美葦会（みあしかい）」を発足。美葦会の活動は、後のNHK連続テレビ小説「藍より青く」のモデルとなりました。

その後「全国未亡人団体協議会」（現在の「全国母子寡婦福祉団体協議会」）の設立、「母子及び寡婦福祉法」の制定に尽力。また中央社会福祉審議会委員、郵政審議会委員等を歴任。2005（平成17）年7月に永眠されました。享年87歳。

鯉淵氏には生前から「鯉淵母子福祉作文賞」実施に対するご寄付等、母子福祉の向上のために継続したご支援・ご協力をいただきました。「21世紀が戦争のない、平和な日本であるように」と常に願っていた鯉淵氏から2006（平成18）年に新たに寄せられた本会への遺贈をもとに、本事業を平成19年度より10年間の予定で実施するものです。

(1) 「母子生活支援施設利用者の就労に関わる資格取得支援助成」

① 概要

母子生活支援施設の利用者が地域で自立した生活を営むためには、資格取得をもって就労につないでいくことが有効な手段になります。全国母子生活支援施設実態調査(平成22年)においても、母子生活支援施設に入所中、通学または通信教育により資格を取得された方々のうち、通学等による資格取得が就労に活かされた例は57.3%、通信教育等によるものでは40.0%にのぼっています。

本助成は、母子生活支援施設利用者の方々の就労と自立を支援することを目的に、母子生活支援施設入所中に就労に関わる資格取得を主体的に進めようとする利用者に対して、各施設が自立支援計画等にもとづいて資格取得を支援する場合の資金を助成します。

② 助成対象者

母子生活支援施設を利用している母

※ DV被害等により困難な課題を抱えて入所されている方が対象です。

③ 助成要件

当該利用者が就労を通じて自立することを目的として取得する資格であれば、通学・通信の種類は問いません(例：運転免許、ホームヘルパー資格、通信制高校・大学等)。平成24年中(平成24年1月から12月)に受講を開始する場合に申請できます。

④ 助成金額・人数

1人あたり10万円以内で、年間90名とします。

※ 1施設あたりの申請者数は、1年度につき原則2名までとします。ただし、特別な理由により、これを超えて申請を希望する場合には、理由書を添付してください。

⑤ 申請方法・助成実施までの流れ

様式「申請書(1)」に必要事項を記入のうえ、母子生活支援施設施設長が申請してください。

↓

全社協に設置する審査委員会において「申請書」を審査し、当該母子生活支援施設に助成金をお支払いします。

↓

助成を受けた母子生活支援施設においては、当該対象者が資格を取得した(または教育課程を修了した)時点で、助成金をお渡しください。

↓

資格取得(または教育課程の修了)を証明する書類(写し)と、本人の作文「資格を取得しての所信」(800字程度)を事務局に送付してください。

(2) 母子生活支援施設等に入所する子等への就学資金助成事業

①概 要

母子生活支援施設に入所する母子家庭の子、また母子生活支援施設を退所後2年以内の子が、高等学校卒業後、大学・専門学校等への進学を希望する場合に、入学時の支度金として就学資金を助成します。

また児童養護施設では、母子家庭の子が諸事情により母親との生活を一時的に離れて入所している例もあります。そのため、児童養護施設に入所している母子家庭の子が高等学校卒業後、大学・専門学校等に進学する場合にも、本事業において就学資金を助成します。

②助成対象者

- ・母子生活支援施設に入所中の子
- ・母子生活支援施設を退所後2年以内の子
- ・児童養護施設に入所する母子家庭の子

③助成金額・人数

1人あたり20万円を限度とし(助成は1人1回のみ)、年間40名に助成します。

④申請方法・助成実施・助成後の流れ

様式「申請書(2)」に必要事項を記入のうえ、施設長が申請してください。

全社協に設置する審査委員会において「申請書」を審査し、当該母子生活支援施設・児童養護施設に就学資金をお支払いします。

就学資金を受け取った母子生活支援施設・児童養護施設においては、推薦した子が当初の目的に沿って進学する際に、助成金をお渡しください。

合格・入学を証明する書類(写し)と、本人の作文「進学にあたっての所信」(800字程度)を、事務局に送付してください。

(3) 母子生活支援施設の先駆的実践に対する研究助成事業

①概 要

国においては、母子家庭の自立支援・就労支援に向けた各種施策の展開がすすめられています。また全国の母子生活支援施設においては、多様で困難な課題のある利用者の入所が多くなっています。

そのため、母と子が母子生活支援施設を利用している期間に限らず、退所し地域で自立した生活に移行してからも、母子生活支援施設や関係機関・団体により、母と子の生活課題に対する継続的な支援を行う必要が高まっています。

こうした状況をふまえ、母子生活支援施設が地域の関係機関・団体と連携して、継続的な自立支援を行うこと等を目的にした先駆的な研究・実践に、助成を行います。

②助成対象施設 母子生活支援施設

③助成金額・実施か所数・実施期間

1施設あたり100万円以内とし、年間3施設を限度に助成します。
研究助成事業の実施期間は3年以内とします。

④想定される事業内容(例示)

- ◆地域の関係機関・団体と協働した、退所後の利用者の継続的な支援・就労支援、子育てとの両立支援体制づくり（就業先等との連携も含む）
- ◆地域の家庭福祉に関する相談支援機能を強化するなど、母子生活支援施設の機能を拡充し、地域の家庭福祉支援の拠点としていく取り組み。
- ◆母子生活支援施設の支援力を高めるための、支援手法やツールの開発等の取り組み。
- ◆事故や災害などへの予防・対応策を、県内施設や地域協働で研究・策定し、共有化をはかる取り組み。

⑤申請方法・助成実施・助成後の流れ

様式「申請書(3)」に必要事項を記入のうえ、申請してください。

↓

全社協に設置する審査委員会において「申請書」を審査し、当該母子生活支援施設に助成金をお支払いします。

↓

助成を受けた母子生活支援施設においては、事業終了後、所定様式により「事業報告書」を提出していただきます。

↓

助成を受けた母子生活支援施設には、事業成果を「全国母子生活支援施設研究大会」等において報告していただきます。

5. 選考について

全国社会福祉協議会内に「鯉淵記念母子福祉助成事業」運営委員会を設置し、選考を行います。選考結果は、平成24年3月末を目途に申請者に通知します。

〔運営委員会委員〕(敬称略)

- 林 千代 (社会福祉法人わかくさ会 理事長)
- 岡部 卓 (首都大学東京 都市教養学部 教授)
- 伊勢 悦子 (全国民生委員児童委員連合会 副会長)
- 芹澤 出 (全国母子生活支援施設協議会 制度施策委員長)
- 川井 一心 (全国社会福祉協議会 常務理事)

6. 個人情報の取り扱いについて

申請書に記載された個人情報は、本事業の運営管理の目的にのみ使用いたします。

7. 申請ならびにお問い合わせ先

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 児童福祉部

「鯉淵記念母子福祉助成事業」担当：宮崎

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

Eメール boshi@shakyo.or.jp

※申請書をデータで希望される場合は、Eメールでご連絡ください。

様式【申請書 (1)】

平成 年 月 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 事務局長 殿

施設名 _____

ふりがな _____

施設長名 _____ 印

所在地 〒 _____

電話番号 _____

担当者名 _____

平成24年度「鯉淵記念母子福祉助成事業」
母子生活支援施設利用者の就労に関わる資格取得支援助成 申請書

標記のことについて、下記の方を推薦しますので、申請します。

ふりがな 氏 名			
現 住 所 〒			
	(施設と同住所の場合、記入は必要ありません)		
生年月日	年	月	日生 [満 歳]
■取得希望の資格 ■受講機関・学校名 (※未定の場合はその旨記入してください) ■受講開始予定 平成 年 月 / 受講終了予定 平成 年 月 (受講予定期間 年 か月) (※ <u>受講開始予定</u> は平成24年中 (平成24年1月～平成24年12月まで) であることが条件です)			
振込口座名 (施設口座)	_____	銀行	支店
	普通/当座	_____	口座番号
ふ り が な 口 座 名 義			

【留意事項】

- 振込口座は施設の口座名を記入してください (対象者本人の口座は不可)。その際、通帳に記載されている名義のふりがなを記入してください。
- 助成対象者が資格を取得した (課程を修了した) 後に、以下の資料を事務局に送付してください。
 - ① 「資格取得 (または教育課程を修了) を証明する書類の写し」
 - ② 「資格取得にあたっての所信」 (本人の作文・800字程度)
- 申請した学校と別の受講機関・学校に入学する場合は、事務局までご連絡ください。

様式【申請書 (2)】

平成 年 月 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 事務局長 殿

施設名 _____

ふりがな

施設長名 _____ 印

所在地 〒 _____

電話番号 _____

担当者名 _____

平成24年度「鯉淵記念母子福祉助成事業」
母子生活支援施設等に入所する子等への就学資金助成 申請書

標記のことについて、下記の児童を推薦しますので、関係書類を添えて申請します。

ふりがな		
児童氏名	〔性別〕 1. 男 2. 女	
現住所 〒		
(施設と同住所の場合、記入は必要ありません)		
生年月日	年 月 日生	〔満 歳〕
入学希望の学校 (学部・学科名等も記入してください)		
学校所在地 (都道府県) _____		
※入学希望校の合否結果が申請書提出締切日に間に合わない場合は、その学校・学部名と合格発表日を記入してください。→ (合格発表日 月 日)		
振込口座名 (施設口座)	銀行	支店
	普通/当座	口座番号
ふりがな 口座名義		

【留意事項】

- 入学希望校の合格通知書 (写) を同封してください。なお入学希望校の合否結果が申請書提出締切日 (平成24年2月29日) に間に合わない場合は、その学校・学部名と合格発表日を明記して、申請書のみ提出してください。
- 助成決定後、助成対象者が合格・入学する際に、下記資料を事務局に送付してください。
 - ① 「合格・入学を証明する書類の写し」 (送付済の場合は必要ありません。)
 - ② 「進学にあたっての所信」 (本人の作文・800字程度)
- 振込口座は施設の口座名を記入してください。(児童の口座は不可) その際、通帳に記載されている名義のふりがなを、記入してください。
- 申請した学校と別の学校に入学する場合は、事務局までご連絡ください。

様式【申請書(3) - ①】

平成24年度 鯉淵記念母子福祉助成事業
母子生活支援施設の先駆的実践に対する研究助成 申請書

ふりがな 申請者氏名		職名		経験 年数	年 月
所属施設名					
所在地	〒 ー 電話番号： / FAX番号 Eメール：				
実践研究 テーマ					
実践研究期間	____年__月から ____年__月まで / ____年 __か月間 ※事業実施期間は3年以内です。				
実践研究を進める際、協働で実施する機関・団体・学識者等があれば記入してください。					
実践研究の概要を記入してください。					
この実践研究によって、何を明らかにしたいのかを記入してください。					

様式【申請書(3) - ②】

<p>実践研究の進め方を具体的に記入してください。</p>		
<p>経費概算および助成希望金額</p>	<p>■当該実践研究に必要な総経費（助成希望額を含めて記入してください）</p>	
	<p>（収入の部）</p>	<p>（支出の部）</p>
	<p>■希望する助成金の主な用途</p>	
	<p>■助成希望金額 _____ 円</p>	